

高齢者の雇用の安定に取りくむ事業主に支給される
令和4年度「65歳超雇用推進助成金」のご案内

65歳超継続雇用促進コース

定年や継続雇用年齢を引き上げて高齢者に引き続きはたらいてもらいたい場合。

注意【申請期間】

定年引上げ等の措置を実施した日の属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から5開庁日までに、申請の提出が必要です。

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

賃金制度や健康管理制度等の雇用管理制度を導入して高齢者が働きやすい環境づくりがしたい場合。

高齢者無期雇用転換コース

パートタイマー等の有期雇用者を期間の定めのない契約に転換して高齢者に活躍してもらいたい場合。

詳しくはこちらから↓

<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>

【問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部

高齢・障害者業務課

〒753-0861 山口市矢原1284-1

山口職業能力開発促進センター内

TEL: 083-995-2050